

| 管理番号 (事務局 記入欄) | ①提案主体の氏名 又は団体名 (必須) | ③提案名 (必須) | ④事業の実施場所 (任意) | ⑤具体的な事業の実施内容 (必須) | ⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須) | ⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須) | ⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須) | ⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須) | ⑩特記事項 (任意) |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------|---|--|--|-------------------------|--|---------------|
| 160 | リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議 | 「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン | 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡 | 移住・定住を促進するため、既存の宅地ではなかなかまとまった住宅用地が確保できないため、利用されていない遊休農地等に新たなまとまった住宅や住宅地を確保する。 | ・活用されていない遊休農地等が、住宅地として有効に活用することができることにより、移住、定住が促進される。 | 農用地区域の農地を住宅地へ転用するためには、農用地区域の変更が必要であるが、その際県知事への協議と同意が必要である。審査と同意に多くの時間が掛る。また、市町村の意向が反映されない場合があり、事業実施に支障をきたしている。 | 農業振興地域の整備に関する法律第8条及び12条 | 市町村の定める農業振興地域整備計画の設定・変更については、県知事の同意を不要とし、遊休農地で農地での活用が難しい農地は、除外が速やかにできるようにする。 | |
| | リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議 | 「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン | 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡 | 自動走行の活用による、観光施設の活性化及び公共交通の利便性の向上を図る。 | ・リニア中央新幹線による都市圏通勤を補完する交通利便が向上(二地域居住の促進)する。 ・バスを自動走行やデマンドタクシーと連携した公共交通網の整備が進む。 ・自動走行車両を活用し、点在している観光施設間を結ぶことにより、観光施設の活性化を図る。 | 車両等の運転者は、各種装置の確実な操作や、他人に危害を及ぼさない速度と方法で運転が義務付けられている。 | 道路交通法第70条 | 自動走行における運転手の操作義務を緩和する。 | |
| | リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議 | 「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン | 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡 | まちなか活性化イベントにあわせたオープンカフェの設置を行い、地域の活性化を図る。 | ・道路空間を活用したオープンカフェの設置等、まちなか活性化策への有効活用が見込まれる。 | 操作を必要とする各種装置は、一定の基準の適合するものでなければならない。 | 道路運送車両の保安基準 | 自動車の装置を基準とする。 | |
| | リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議 | 「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン | 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡 | まちなか活性化イベントにあわせたオープンカフェの設置を行い、地域の活性化を図る。 | ・道路空間を活用したオープンカフェの設置等、まちなか活性化策への有効活用が見込まれる。 | | 国家戦略特別区域法第17条 | 既存メニューを活用し、オープンカフェの設置等、まちなか活性化策を進める。 | |

| 管理番号 (事務局 記入欄) | ①提案主体の氏名 又は団体名 (必須) | ③提案名 (必須) | ④事業の実施場所 (任意) | ⑤具体的な事業の実施内容 (必須) | ⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須) | ⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須) | ⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須) | ⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須) | ⑩特記事項 (任意) |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------------------|--|--|---|--|--|---|
| | リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議 | 「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン | 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡、諏訪郡富士見町 | 狩猟に関わる規制や銃の所持要件等を緩和することにより、有害鳥獣の捕獲に携わる人材を急ぎ育成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域内で生息数3～5万頭と推定される日本鹿の捕獲に有効なライフル所持者を早急に確保することが可能となる。 ・里山からすでに地区中心部まで拡大し当市だけでも年間3～4千万円に達する農林業被害を減少させることが期待できる。 ・すでに南アルプス山頂部にも達したシカ等による植生被害を防止し、現状復帰が極めて困難な優良な自然環境を保護することが可能となる。 ・食害に起因する山腹崩壊を防止し、また水源地の環境を保全し暮らしに安全な環境を実現できる。 ・指定区域内の公道において、域外などから訪れる一般狩猟者の射撃を可能とすることにより、誘客の拡大と捕獲頭数の増加を図る。 ・地域内の公道において狩猟者の射撃を可能とすることにより効果的な捕獲が期待できる。 ・ドローン利用による食害調査などの狩猟の検証が進めば安全で効率的な有害鳥獣の捕獲が可能となる。 ・ドローンを活用した嫌忌な音波による有害鳥獣の囲い込みにより、効果的な捕獲が可能となる。 | <p>狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、ライフル銃による獣類の捕獲(殺傷を含む。以下同じ。)を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者又は継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者。</p> <p>狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日までの期間とする。 2 第51条第3項の規定により更新された狩猟免許の有効期間は、3年とする。</p> <p>学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等しようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。(略)</p> <p>「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」とされ、民有地上空を通過する場合は、土地所有者の承諾を得ることが必要となっている。</p> <p>発射する電波が著しく微弱な免許を要しない無線局は、小型飛行機が映像転送と遠隔操作のために必要とする電波の周波数帯の場合、電波法施行規則第6条第1項に規定される電界強度の値を超えているため適用されない。</p> | <p>銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条</p> <p>民法第207条</p> <p>電波法施行規則第6条第1項</p> | <p>ライフルの所持許可を受ける場合は、散弾銃(猟銃)を継続して10年以上所持しなければならないが、これを5年に緩和する。</p> <p>狩猟免許の有効期間を3年を5年に延長する。</p> <p>一般の狩猟においても指定した区域内においては公道からの射撃を許可する。</p> <p>・自動飛行により民有地の上空を通過する場合は、土地所有者の承諾を不要とし、ドローンの狩猟利用を可能にする。 ・映像転送と遠隔操作のために使用する電波の周波数帯において、小型飛行機の目的地到達距離までに必要となる出力を許可し、ドローンによる狩猟参加の可能性を拡大させる。 そのため、規則第6条第1項に定める電界強度の値を超える一定の電波帯についても免許を要しない無線局として適用する。</p> | <p>伊那市において効果を上げている「くくり罠」等の講習会を広く全国の狩猟者向けに開催し技術を伝承する。</p> <p>・大型の獣(シカ イノシシ等)用檻の研究開発を進める。</p> <p>・狩猟によって得られる「肉」や「皮」の利用について研究を進める。</p> |

| 管理番号 (事務局 記入欄) | ①提案主体の氏名 又は団体名 (必須) | ③提案名 (必須) | ④事業の実施場所 (任意) | ⑤具体的な事業の実施内容 (必須) | ⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須) | ⑦ 「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須) | ⑧ 「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須) | ⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須) | ⑩特記事項 (任意) |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------|--|--|--|---------------------------|--|---------------|
| | リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議 | 「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン | 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡 | 観光協会や市町村に旅行業の特例を認め、当地域内の広域的な観光事業を促進する。 | 広域観光を進める手段として、地域の観光資源活用や多様化する観光客ニーズへの対応から「着地型旅行商品」を提供することにより、地域の観光資源の売り込みが図れる。 | 地域の観光資源のノウハウを持つ観光協会や行政が商品を提供するには、旅行業法に基づく登録が必要であるが、その際の営業保証金の確保や業務範囲が限られていることに支障があるため。 | 旅行業法第4条、第7条等 旅行業法施行規則等 | 観光協会や行政が主体となった組織が、募集型企画旅行の取り扱いができるよう、旅行業法等に営業保証金や業務取扱範囲について特例を設ける。 | |
| | リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議 | 「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン | 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡 | 国有林野の民間等への貸付・使用を拡大する。 | ・観光資材活用の面積を拡大することにより、里山資源等を活用した多様な体験ツーリズムを確立する。 | | 国家戦略特別区域法改正案第16条の2 | 既存のメニューを活用し、より広い国有林野を利用できるようにする | |